

**大阪府と日本ベンチャーキャピタル株式会社との  
次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援等に係る連携協定書**

大阪府(以下「甲」という。)及び日本ベンチャーキャピタル株式会社(以下「乙」という。)は、SaMD 等の次世代スマートヘルス分野のスタートアップ(以下「スタートアップ」という。)の支援等に関して、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、大阪スマートシティ戦略 Ver2.0(令和4年3月)に掲げるスマートヘルスシティの実現を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携し、協力する。

- (1)スタートアップの支援等を通じ、大阪における SaMD 等の次世代スマートヘルスの拠点化や府民生活の質の向上等を図ること
- (2)乙がデジタルヘルスファンド大阪(以下「ファンド」という。)を通じ大阪府内で事業を展開するスタートアップの支援を行い、甲が当該スタートアップ支援の環境づくりを行うこと
- (3)前条の目的を達成するために甲及び乙の同意により必要と認められる事項
- (4)前条の目的を達成するために甲及び乙において定期的な協議を行うこと

2 甲及び乙は、他のファンド等との本協定に類似する連携について、本協定がその相手方以外の者とそれぞれ別に連携することを妨げるものではないことを確認する。

(守秘義務等)

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報及び法令に定めのある場合を除き、連携事項を実施するために知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外の目的で利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が第6条に定める有効期間の満了若しくは解約により効力を失った日から3年間は前項による秘密保持の義務を負い、秘密情報として取り扱うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第4条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(協定内容の変更)

第5条 甲及び乙のいずれかが協定書の内容について変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要があれば変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日からファンドの存続期間の満了する日までの間

とする。ただし、当該存続期間満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がなければ、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に協議することにより、この協定を解約できるものとする。

(反社会的勢力への基本的対応)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みに対する反社会的勢力の関わりを防ぐため、連携して取り組んだ企業等について、反社会的勢力に係る情報を入手した場合には、可能な範囲で相互に情報を共有し、乙は、早期の関係解消に向けて協議するものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月7日

(甲)大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

(乙)東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 34階  
日本ベンチャーキャピタル株式会社

代表取締役社長 多賀谷 実